

一般社団法人アカデミックグルーヴ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人アカデミックグルーヴと称する。英文では、Academic Groove Movementと表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都府中市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、学術の魅力を社会に伝えることにより、学術の良き理解者、賛同者、支援者、関与者を増やしていき、未来を見据えた「研究者と市民の豊かな関係」を構築、拡大していくことを第一の目的とする。さらに、様々な文化の魅力を社会に伝えることにより、人類の多様な文化の発展に資することを第二の目的とする。この二つの目的に資するために、次の事業を行う。

- (1) フリーペーパー制作発行
- (2) WEBサイト展開
- (3) SNS展開

- (4) 雑誌・書籍制作発行
- (5) イベント、研究会、講演会、シンポジウム等の企画運営
- (6) 映像コンテンツ制作
- (7) 交流スペースの企画運営
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業および各事業に附帯または関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、代表理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社した時
- (2) 成年被後見人または被保佐人になった時
- (3) 死亡した時、もしくは失踪宣告を受けた時、または解散した時
- (4) 総社員の同意があった時
- (5) 除名された時

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第3章 社員総会

(開催)

第8条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第9条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第10条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第12条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故がある時は、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第15条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要がある時は、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(職務及び権限)

第18条 理事は、法令およびこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の拠出等)

第21条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

3 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 名誉顧問 顧問

第24条 社員総会の決議により、名誉顧問および顧問を置くことができる。

2 名誉顧問および顧問は、当法人の運営に関して理事の諮問に答え、または理事に対して意見を述べる。

第8章 フェロー

第25条 社員総会の決議により、フェローを置くことができる。

2 フェローは当法人の各事業の現場において先導的な役割を担う。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、社員総会の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年5月31日までとする。

(設立時役員)

第30条 当法人の設立時理事および設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 清水 修
 石川 淳

設立時代表理事 清水 修

(設立時社員)

第31条 設立時社員の氏名は、次のとおりである。

氏名：清水 修

氏名：石川 淳

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人および一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人アカデミックグループ設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年6月14日

設立時社員 清水 修

設立時社員 石川 淳